



令和7年8月1日

「貸金庫規定」の改定について

お客様各位

今般、「貸金庫規定」を令和7年9月1日付で改定することとしましたのでお知らせします。

改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様にも適用されますので、あらかじめご了承ください。

なお、貸金庫規定の全文につきましても、当金庫ホームページからご確認ください。

改正前	改正後
<p>0. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号および第3号のいずれにも該当しない場合に使用することができます。</p> <p>上記の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の利用申込みをお断りするものとします。</p> <p>1. (格納品の範囲)</p> <p>追加</p> <p>追加</p>	<p>(0. →11.へ変更)</p> <p>1. (格納品の範囲)</p> <p>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</p> <p>① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</p> <p>② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</p> <p>2. (利用目的の確認)</p> <p>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、貸金庫利用者(以下「借主」といいます)は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。</p>

<p>2. (申込み・契約・期間等)</p> <p>(3) 本契約の当初契約期間は契約日から最初に到来する9月末日までとし、契約期間満了日までに貸金庫利用者（以下「借主」といいます）または当金庫からの解約の申出が無い限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。</p> <p>3. (使用料)</p> <p>4. (鍵・カードの保管)</p> <p>5. (開閉者の確認) (5と6(1)を統合)</p> <p>当金庫所定の手続に則り貸金庫を開閉した者を、正当な権利者とみなします。</p> <p>この場合、当金庫は開閉者の性別、年齢等の確認はいたしません。</p> <p>6. (貸金庫の開閉等)</p> <p>(1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人（以下「代理人」といいます）による貸金庫開扉依頼書の提出、またはカードと鍵を使用して行ってください。</p> <p>(0. →11.へ変更)</p>	<p>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</p> <p>3. (申込み・契約・期間等)</p> <p>(3) 本契約の当初契約期間は契約日から最初に到来する9月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫からの解約の申出が無い限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。</p> <p>4. (使用料)</p> <p>5. (鍵・カードの保管)</p> <p>6. (貸金庫の開閉等)</p> <p>(1) 当金庫所定の手続に則り貸金庫を開閉した者を、正当な権利者とみなします。この場合、当金庫は開閉者の性別、年齢等の確認はいたしません。貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人（以下「代理人」といいます）による貸金庫開扉依頼書の提出、またはカードと鍵を使用して行ってください。</p> <p>7～10 省略</p> <p>11. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この貸金庫は、第12条第3項第1号、第2号および第3号のいずれにも該当しない場合に使用することができます。</p> <p>上記の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の利用申込みをお断りするものとします。</p>
--	--

11. (解約等)

(2) 借主または代理人が次の各号の一つにでも該当した場合は、当金庫はいつでも本契約を解約することができるものとします。

この場合、ただちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。

また、借主への通知の到達のいかんにかかわらず、当金庫が届出のあった氏名または名称、住所にあてて解約の通知を発信した時に、本契約は解約されたものとします。

なお、この解約により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

また、この解約により当金庫が損害を被ったときは、その損害額を支払ってください。

第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

⑪ 第15条に違反した場合

⑫ 法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑬ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、借主または代理人の回答や借主または代理人について確認した事項および第12条第1項の利用者情報等に偽りがあることが明らかになった場合

⑭ 本契約がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(4) 前各項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として、解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。

この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。

不足額が生じたときはただちに支払ってください。

なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるもの

12. (解約等)

(2) 借主または代理人が次の各号の一つにでも該当した場合は、当金庫はいつでも本契約を解約することができるものとします。

この場合、ただちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。

また、借主への通知の到達のいかんにかかわらず、当金庫が届出のあった氏名または名称、住所にあてて解約の通知を発信した時に、本契約は解約されたものとします。

なお、この解約により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

また、この解約により当金庫が損害を被ったときは、その損害額を支払ってください。

第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

⑪ 第16条に違反した場合

⑫ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑬ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、借主または代理人の回答や借主または代理人について確認した事項および第13条第1項の利用者情報等に偽りがあることが明らかになった場合

⑭ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断した場合

(4) 前各項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として、解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。

この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。

不足額が生じたときはただちに支払ってください。

なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるもの

とします。	とします。
12. (利用の制限・利用停止等)	13. (利用の制限・利用停止等)
13. (貸金庫の修繕・移転等)	14. (貸金庫の修繕、移転等)
14. (緊急措置)	15. (緊急措置)
15. (譲渡・質入れ・貸与等の禁止等)	16. (譲渡・質入れ・貸与等の禁止等)
16. (規定の変更等)	17. (規定の変更等)